

第142回東京都自然環境保全審議会

速 記 録

平成30年10月18日（木）

都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

(午後 3 時 0 0 分開会)

○成澤計画課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第142回「東京都自然環境保全審議会」を開会いたします。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、新たに本審議会の委員に御就任いただいた方を事務局より御紹介させていただきます。お手元でございます参考資料 1 をごらんください。資料 1、資料 2、資料 3 の下に参考資料があると思います。委員名簿となっております。

本日までお見えにはなっておられませんが、都議会議員のおじま紘平委員でございます。

続きまして、本日御出席いただいておりますが、同じく都議会議員の伊藤しょうこう委員でございます。

続きまして、臨時委員の竹下委員でございます。

それから、事務局におきましても、この 4 月 1 日付の人事異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。

環境局自然環境部水環境課長の吉澤でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、会議の定足数について御報告をいたします。審議会委員及び臨時委員の総数は現在37名となっております。本日の出席者数は22名でございます。過半数の委員の御出席をいただいておりますので、審議会規則第 5 条 1 項の規定に基づきまして会議が成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本日の議事でございますが、お手元の会議次第をごらんください。

本日は、審議案件が、計画部会関係が 1 件、温泉部会関係が 3 件となっております。各部会のいずれの案件につきましても、まず事務局から事案の概要を御説明し、各部会長から部会での審議結果について御報告をいただきます。その後、委員の皆様にご審議をいただきたいと存じます。

その後、報告事項が 1 件ございます。報告事項につきましては、事務局から御説明の後、委員の皆様にご意見、御質問をいただきたいと存じます。

なお、審議に当たりまして、御発言をされる場合には挙手をしていただき、会長から指名がございましたら、机上のマイク設備の右側のスイッチを押していただきまして、赤いランプが点灯していることを確認した後に御発言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認に移らせていただきます。

資料につきましては、事前に送付させていただいたり、お渡しさせていただいたところですが、一部修正がございましたことから、改めて全ての資料を机上に置かせていただいております。

まず、審議事項の資料になってございます。諮問第446号「東京都自然公園条例施行規則の改正について」の資料といたしまして、資料1-1「東京都自然公園条例施行規則の改正について（概要）」、資料1-2「都市公園法・自然公園条例の規定等」、資料1-3「東京都自然公園条例施行規則の改正について（答申案）」となっております。

続いて、諮問第447号「立川市緑町の温泉動力について」の資料といたしまして、資料2-1「立川市緑町の温泉動力の装置について」、諮問第448号の資料といたしまして、資料2-2「東久留米市上の原の温泉動力の装置について」、諮問第449号の資料といたしまして、資料2-3「三宅村阿古の温泉掘削について」、以上3件の諮問に係る資料といたしまして、資料2-4「許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について」でございます。

報告事項の資料につきましては、資料3「東京港鳥獣保護地区の一部指定解除について」となっております。

参考資料といたしまして、参考資料1に委員の名簿、参考資料2に諮問文の写し、参考資料3が自然公園関係で都市公園法施行令の抄録です。続いて、参考資料4-1から4-3が温泉部会関係で、4-1が「温泉動力の装置の許可に関する審査基準」、4-2が「温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」、4-3が「温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」となっております。

また、今回、東京都環境局の事業概要ができましたので、あわせて机上に置かせていただいております。

以上、お手元にはない資料はございますでしょうか。よろしいですか。ない場合には挙手をいただきたいと思います。

私からの説明は以上となっております。

以後の進行につきましては、田中会長、よろしく願いいたします。

○田中会長 承知しました。

皆様、本日はお忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。

これより審議に入ります。

本日御審議いただきます案件の諮問文は、参考資料2としてお手元に配付してありますの

で、朗読は省略させていただきます。

また、皆様へのお願いとなりますけれども、本審議会は「都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査審議する」ことを目的として設置されたものでありますので、本日の審議に当たりましても「自然の保護と回復を図る」という観点から御審議をいただきますよう御協力お願い申し上げます。

それでは、初めに、計画部会案件の諮問第446号「東京都自然公園条例施行規則の改正について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○根来自然公園担当課長 環境局自然環境部自然公園担当課長の根来でございます。よろしくをお願いいたします。

資料1-1、A3のペーパーをごらんください。本件は、ことし1月に文書により本審議会に諮問を行い、計画部会において具体の御審議をいただいていた案件となります。まずは、今回規則改正が必要となった背景につきまして御説明いたします。計画部会の先生方には御説明が部会と重複することをお許しください。

資料の左側をごらんください。きっかけは自然公園ではなく、都市公園に関する制度が改正されたことでございます。平成29年6月、都市公園法の一部が改正されました。都市公園の中に占有できる物件は、公園として求められる最大の要素であるオープンスペースを確保するため、これまで、例えば上下水道管ですとか郵便ポストといったものに限られてまいりました。しかし、社会的状況の変化のもと、待機児童解消の取り組み強化に向けて、都市公園においても保育所などの設置についてオープンスペース機能を損なわない範囲で可能とするという改正がなされたわけでございます。詳細は、A4になります、資料1-2の1ページ①にお示しいたしました「都市公園法の規定」というものが出ておりますが、この第7条の2項が追加された部分となります。

既に御案内のように、自然公園は、都市公園とは同じ公園といっても、そもそもの制度が全く異なります。今ごらんいただいた1-2の1ページの下の段に表としてお示ししてございますが、日比谷公園や代々木公園といった都市公園が土地の所有あるいは使用権を確保した上で必要な施設整備を行い、利用に供するという仕組みなのに対して、自然公園は、その豊かな自然を守って利用していただくという思想から、土地の所有を原則とせず、民有地も含めて規制をかけたり登山道等を整備する、そういった制度となっております。

このように、自然公園は土地の取得を原則としていないということなのですが、一部、キャンプ場などの宿泊施設等を伴うような利用拠点となる部分につきましては、都市公

園同様、土地を確保いたしまして、施設を整備することもできるという制度となつてございます。都内でもそうした拠点を東京都はこれまで幾つか整備してまいりました。例えば、奥多摩にあります山のふるさと村ですとか、大島にございます海のふるさと村、あるいは、あきる野市にございます小峰公園などでございます。これらの施設に関するリーフレットを委員の皆様には机上に先ほど御紹介した資料とは別途配付させていただいておりますので、御参照くださいませ。

これらの拠点施設につきましては、自然公園条例で管理などを実施してきておりますが、自然公園とはいえ、これらの施設だけを切り出してみますと、結局レクリエーション利用を主とする都市公園のような性格も有しているものですから、公園事業者以外の人、あるいは事業者による占用という概念が生じてまいります。これをコントロールするため、占用できるものについて、東京都自然公園条例では都市公園法を横引きしてございまして、「都市公園法第7条各号にかかげるもの」については占用してもいいよという規定をしてまいりました。つまり、冒頭御説明さしあげましたポストですとか、あるいは電柱といったものが自然公園施設の一部の土地を占用して設置することができるというふうになっていたわけでございます。占用は都市公園法と同じ思想というのが、自然公園条例のこれまでの考え方でございました。

このため、都市公園法の改正を反映し、都議会での審議、議決を経まして、平成30年3月に自然公園条例が改正されております。詳細は、資料1-2の2ページ目、先ほどの裏面の下段の③のとおりでございます。

これによりまして、自然公園の山のふるさと村などの利用拠点施設におきましても、保育園や通所型の老人デイサービスセンターあるいは障害者支援施設等の占用が可能となりました。

ただ、1つ困ったことがございました。実は都市公園は、都市内におきましてオープンスペースを確保するという目的から、その法令に、建築物に関しては、例えば美術館ですとかそういったものに限定的なものに限ってございまして、公園全体のそれも2%までだよというような規定がそもそも制度全体で設定されておりました。先ほどの新たな占用に関しましても、今回の法改正にあわせて施行令が改正されまして、新たな制限がかけられてございます。資料1-2の2ページ目、先ほどめくっていただいた裏面になりますが、この上段②に概要という形で抜粋して整理してございますけれども、2つ目の○、技術的基準についての②のとおりでございます。例えば、広場のうちは30%までですよというようなことが決まっ

ているわけです。

ところが、自然公園条例におきましては、この施行令に当たる東京都自然公園規則にこれまで都市公園法施行令そのものを横引いてはおりませんでした。法律を横引いて条例には規定しているのですけれども、施行令の横引きはなかったということです。

資料1-2の3ページ目、④をごらんください。自然公園条例、これまでの施行規則で占有できるものについては、一つ一つ、占有に関する制限の54条というところになりますけれども、例えば個別に地下埋設物の深さなどの技術的な基準を定めていたわけでございます。このため、保育園など新たに占有できることとなった物件につきましては、この許可の対象となる要件を新たに定めることが必要となりました。規模だけでなく、占有できる期間も決める必要がございます。

占有料につきましては、固定資産税などの基準となる評価額でおのずと決まる仕組みとなっておりますので、この点だけは既に規定済みでございます。大きな資料1-1に戻っていただきまして、その左側の3番目の○に書いてあるとおりでございます。自然公園条例改正というところで、規則も改正しなければいけないということで、なお、占有料については規定済みと表現させていただいております。

先ほど御説明しましたように、条例は既に改正済みでございますが、この許可要件を定めるまでは施行を待つという判断がなされてございます。ただし、原因となった都市公園法の改正からおくれ過ぎてはいけないということで、来年の1月1日には運用開始ができるようにと、これも時期が定められてございます。そこで、これに間に合うよう、この間、計画部会において集中的に御審議賜ってきたところでございます。

経緯の説明が長くなりましたが、その検討の結果を資料1-1の左下に、及び右側の3のところにお示しさせていただきました。

まず、許可要件に関する新設規定に関する考え方を整理いたしました。2番をごらんください。占有という概念が発生し得る拠点施設そのものが、そもそも保護というよりは利用に重きを置かれた都市公園的性格を有する中、その施設の中の対象と規模に関する規定は都市公園法施行令で今回追記されたものを準用することとしようとして整理されました。それが(1)のところにお示ししたとおりでございます。

次に(2)です。「自然公園」として確保すべき要件を追加するとございます。そもそも自然公園の制度目的が、今ある豊かな自然を守る制度であり、利用とは豊かな自然の恵みを享受することでもあるという前提に立ちまして、条例上占有は可能であるけれども、あくま

でそれは必要最小限であるべきであり、仮に占用するにしても、その場合は環境配慮を求めることをしっかり規定していくことといたしました。

(3)は占用期間についてでございます。これについては、他の占用物件についても既に規定がございますので、その規定を準用することといたしました。

加えて、対象となる広場がそれぞれの拠点施設のどの範囲を言うのか、あるいは必要最小限とは一体どういうことなのかといった細かい部分に関しても、占用したいと考える人にとっても、許可する側にとっても必要になりますので、それを明確にしておこうということになりました。一方で、詳細を書き込みますには行政の条例規則などの文書の体裁に関するルールもございますことから、別途、公開を前提とした許可の取扱要領を定めることといたしました。

こうした基本的な考え方にに基づき整理した基準について、続けて御説明いたします。

資料1-1の右側をごらんください。3番でございます。先ほど御説明いたしましたように、規則で定めるものと、取扱要領を別途定めるものとで上段、下段にまとめてございます。

まず(1) 占用場所・面積の要件から御説明いたします。考え方のところでも御説明いたしましたとおり、対象施設や規模に関しては、都市公園法施行令を準用するとともに、自然公園であることを加味し、対象拠点施設については、その施設が位置するエリアを念頭に、一部エリアのものに限定することといたしました。(1)の①から③に書いてあるとおりとなります。都市公園法施行令から横引きした内容は、利用拠点施設の中でもまず広場と呼ばれる場所に限って占用してもいいよと。あるいはビジターセンターなど、既に建てられる建築物の中だけ、それだけを対象にしましょうということ。それから、広場の中でも占用できる面積割合は3割以内にとどめましょうということ。それから、ビジターセンターなどの建物を占用する場合には、その建物の半分までとすると、その3点です。

これに加えて、自然公園制度の趣旨を生かすために、利用拠点施設そのものについても許可の区分上貴重な自然が多く残され、規制が厳しい特別保護区や特別地域にゾーニングされているエリアではなく、比較的規制が緩やかな普通地域としてゾーニングされているエリアの中にある利用拠点施設のみを対象とすることといたしました。

利用拠点施設にある広場のうち、建築物などの設置が物理的に可能な広場につきまして、資料1-2、4ページ目の⑤に主なものをお示しさせていただいております。伊豆諸島や奥多摩などまで幾つかございますけれども、今回の普通地域と、比較的規制がそもそもエリアとして緩やかな場所に設けられているものは、対象として、あきるのにございます小峰公

園と八丈島にございます底土野営場に限られてまいります。

下段には、例として小峰公園のマップを添付させていただきました。小峰公園の中にも幾つか広場と呼ばれるポイントがございますが、では、この中のどこならいいのだというところを明確にしていくことが必要になってまいります。小峰公園が有している谷戸田の景観の保全ですとか接道条件から考えますに、森の中に広がっている広場ではなく、手前の接道している部分等がふさわしいと私どもも考えてございますので、そのあたりを最初からきちんと取扱要領に明示していくこととしてございます。底土についても同様に明示していきたいと考えております。

資料1-1に戻りまして、右側、中ほどからが取扱要領の規定になっておりますが、(1) 専用場所・面積の要件に関し、普通地域の中でも該当する広場を限定するとありますのが、今、御説明さしあげた部分でございます。

なお、規則への規定(1)の下のように米印で大きい括弧がついている部分がございますが、これは何を言っているかといいますと、自然公園については、そもそも何か開発するときには占用の許可とは別に自然公園のゾーニング上の許可というものが必要になっております。必要に応じて開発内容に対して行政指導が行える仕組みとなってございますので、普通地域とはいいまして、都市内と言いますと低層のお屋敷街、町並みの一番厳しい規制がかかっているぐらいのところについての規制を注文することができます。これが民有地でもかかっているという状況でございますので、先ほど御提案した要件に加え、このそもそもの規制を両方クリアするとなってきますと、結果としてそれほど大規模なもの、突飛なものは建たないというふうに想定されてございます。

続きまして、(2)として社会的に認められるものといいたしました。誰もが占用をやむを得ないと考えられることが重要でございますので「申請に係る場所以外の場所に置いてはその目的を達成することが困難」な場合に限定しております。これは考え方のところで申し上げましたように、自然公園利用とは、そもそも自然を保護した上でその恵みを享受するという前提に立ちますと必要な規定であるということで位置づけております。具体には、地元自治体からの要請ですとか事前確認の書面を必要とするような手続などを規定していきたいと考えてございます。

加えて、最大限の環境への配慮につきましては、既に規則の中に環境に配慮するようという規定がございますので、これを受けて、占用の際に求める具体内容を示す規定を取扱要領に定めたいと考えております。

その内容については、2の(3)に自然公園内の環境への配慮として4点整理させていただいております。漢数字4つあるものになります。資料の漢数字と順番は前後してしまいますけれども、まずは占用物件を設置するに当たり伐採等を行う場合には、とにかく最小限で、代替措置を講じることですか、代替措置を初めとして新規植栽等を行う際は、生物多様性等に配慮すること。そして、設置物件そのものについても、設備面ですとか構造や材料といったものについて、環境負荷の低減を図るためにあらゆる配慮を行うことを規定させていただいております。

そのほか、現地の自然環境の保全に必要な措置を講ずることというものを漢数字表のところで定めてございます。

規則への規定、(3)の占用期間につきましては、都市公園もほかの占用施設と期間を同等としてございますので、自然公園でも既に規定されているポスト等の期間と同じということで10年とさせていただきます。

規則改正案につきましては、1点補足させていただきますと、今後、庁内の文書法務部門の審査を受けることとなりますが、「申請に係る場所以外の場所に置いてはその目的を達成することが困難」であることという規定につきましては、資料1-2、2ページ目、③にお示ししました既にある条例の第50条4号「当該申請に係る占用が必要やむを得ないものであること」と、既に規定されているものと重複規定になる恐れがあると事前に指摘されている最中でございます、今、調整中でございます。その結果として、場合によっては既にある条文で読めるので、規則への追記はいたしませんけれども、その場合でも、先ほど御説明さしあげました取扱要領に設ける規定が条例を直接受けて地元自治体からの要請などの裏づけ等を必要とするという形になりますので、問題はないと考えてございます。来年1月1日の施行に間に合うよう、文書技術上の整理をさせていただきたいと考えております。

説明は以上となります。

ここまでの説明を反映させ、規則を改正いたしますと、資料1-3の1のとおりとなります。あわせて、取扱要領に定めるべき対象項目につきましては、資料1-3の裏面にございます2のとおりとなります。

取扱要領は、各項目とあわせまして自然公園の自然環境が守られ、その利用に影響させないことなど、基本的な考え方をまず明示させていただき予定でございます。各項目についての詳細の書き込みにつきましては、今後、事務的に作成させていただき、局として決定を行い、規則の告示にあわせ公告を行うことで個別審査、事前指導の根拠となるように整えて運

用してまいりたいと考えておりますので、書き込みの詳細部分はお任せいただきたいと思
います。

説明は以上となります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございました。

この案件につきましては、計画部会において御審議いただいておりますので、その結果に
つきまして、亀山部会長様より御報告をお願いいたします。

○亀山部会長 計画部会長の亀山でございます。

この件につきましては、7月18日と9月21日の計画部会で審議を行いました。今、担当課
長からたくさん細かく丁寧に御説明いただいたのですが、余りよくわからなかったのではな
いかと思います。そう言ってはいけないのかな。わかりにくいのではないですよ。わかりや
すく説明されたのですけれども、非常に項目がたくさんあったので、なかなか難しかったと
思いますので、簡単に言いますと、公園という名前がついていますけれども、都市公園と自
然公園は全く別なものなのです。ですから、そこを横並びにすること自体がかなり無理なこ
とをしているのですけれども、基本的には都市公園というのは都市の中につくられる都市施
設でありますので、そこに住民がたくさんいて、そこに都市公園をつくる。自然公園とい
うのは基本的には都市の中にはつくらないわけですので、全く別な場所に、我が国の代表的な
自然の風景地あるいは自然の生物多様性の豊かなところを指定して保護しようという考え
方の公園ですので、おおよそ相入れないものなのですが、一応公園という名前がついてい
るのでこういうことをしなければならぬというのがまず前提としてございます。そういうわけ
で、そもそも自然公園と都市公園は全く違うものなのだと御理解いただくと、
今の説明が理解できると思います。

自然公園の中には、特別地域というのと普通地域というのがございまして、保護上重要な
ところは特別地域に指定されております。今回、こういったものをつくる、都市施設のよう
なものをつくるのだとしたら、それは規制の厳しい特別地域は外していただいて、普通地域
でやっていただきたいというのが基本の考え方でございます。

もう一つは、自然公園は施設を、いろいろなものを建設するときには、基本的に風景を大
事にする、あるいは自然を大事にするのが前提でございまして、そういったことに関する
規制をちゃんと受けてくださいというのがもう一点でございまして。

計画部会はこの2点が大事ですということで、後は事務局にお任せしますので、規則だど
か取扱要領だとかは、しっかりそごがないようにやってくださいということでやっていただ

きまして、今、御説明いただいたように非常にきめ細かく関係につきまして整理をして、御報告いただいたというところでございます。そんなことですので、私どもは今の案につきまして、部会の全会一致でもって、これでよしとしたわけでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

本案件に関しまして、計画部会において大変詳細な内容につきまして御検討を賜ったと伺っております。また、国の都市公園法の改正に伴いまして、都の自然公園条例を改正するということですが、これは当該施設がもし新設された場合に、その判断基準を明らかにするという意味で、非常に重要な意味を持っているということで、資料1-1の3番、規則への規定、それから取扱要領への規定と、非常に詳細な内容になっているということです。

それでは、ただいまの事務局からの御説明、それから亀山部会長様からの部会報告を踏まえまして、審議をお願いしたいと思います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

葉山委員、どうぞ。

○葉山委員 御確認したいことがありまして、まず、今回は自然公園条例の改正ですが、同様のことが都市公園に当たる都立公園ですとか海上公園でも行われるのかというのが一つ。

もう一つは、自然公園の場合、都が土地を所有しているわけではないという御説明だったので、その場合にこういう施設が建つ場合、占用料の徴収とかそのような規定は設けられるのでしょうか。

以上、御質問です。

○田中会長 事務局、お答えをお願いいたします。

○根来自然公園担当課長 回答させていただきます。

まず、済みません、都立の都市公園につきましては建設局が所管させていただいております。海上公園は港湾局の所管となるので、詳細のお答えはいたしかねる部分があるのですが、この検討を進める情報収集の中で確認している範囲でお答えいたしますと、都市公園については既に法律と政令が改正されている中で、当然やっていくというのがスタンスでございます。さらに、東京都につきましては、戦略特区の運用の中で既に法改正を待たずして保育園を占用させている事例があるというのが1点です。

それから、港湾局の所管する海上公園条例につきましては、これがまた当時、条例制定し

たときに非常に先進的と言われた中で、そもそもそういった施設をある程度念頭に置いて条例整備がされている施設となつてございますので、時代がようやく海上公園に追いついてきたというところと伺っております。

2点目につきまして、占用料の徴収につきましては、経緯の説明が長くてその中でさらりとやってしまったので、御説明の部分が薄かったかもしれないのですが、そもそも占用料の徴収につきましては、その地域の固定資産税と基準額があつて、そこから自動で計算するという仕組みになつてございますので、この占用料の規定については、既に条例改正にあわせて整備が済んでいるところでございます。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

葉山委員、よろしいでしょうか。

○葉山委員 ありがとうございます。

○田中会長 ほかに御意見、御質問等はございますか。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 都議会議員の河野です。よろしく願いいたします。

説明をいただきまして、ありがとうございます。私は、資料1-1に基づいて2つお伺いしたいと思います。

第1は、1の規則と2の取扱要領への規定、それぞれに占用場所・面積要件ということが書かれてあります。取扱要領は、より具体的、詳細な事柄を定めていくものだと思うのですが、理解を深めていく上で伺いたいのですが、規則と取扱要領の関係、そして、ここに分けて書いてある意味合いです。具体例としてはどのようなことがあるのかを御説明いただきたいのが1点です。

2つ目は、規則に「社会的に認められるもの」とありまして、取扱要領に「基礎的自治体を確認するなどの手続き」という文言があります。これは大事なことだと思っております。この文言の意味するものは、地域住民の要望や合意、そういう意味合いのことも含まれていると考えてよろしいのかどうか。

この2点をお願いいたします。

○田中会長 事務局、お答えをお願いいたします。

○根来自然公園担当課長 河野委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の占用場所・面積に関する規則への規定と取扱要領への規定の書き方について

ての具体の仕分けというか、中身についてということでございますが、規則につきましては、既に資料1-1の右側上段にあります1の(1)に書いてあるものを、ほぼそのまま載せさせていただくという形になります。ただ、これだけですと、ふれあい公園の広場といっても、先ほど事例として小峰公園のマップを御確認いただきましたが、小峰公園の中だけでも3カ所ほど「広場」と。PDFで字が若干潰れていて申しわけないのですが、中央より右寄りに「ふれあい広場」と名のつくものですか、あるいは下段、凡例の近くのところ「けやき広場」ですか、あとは「冒険広場」ですか、「広場」と名のつくものだけでも3カ所ございます。

また、その「広場」というのをどこまでとるかということで、30%の範囲で非常に面積がシビアに変わってくるということがございますので、今、私どもが考えているのは、取扱要領の中でも占用できる広場で、拠点施設の中で箱物を置いても大丈夫、影響しないのはこの広場ですよということをはっきりさせるということと、かつ、その広場と呼んでいる部分は、例えば2500分の1スケールの図面等でこの範囲ですよということを図示して面積も明らかにしていくということで、占用の申請について許可に相当するかどうかということの判断の場所のよりどころにしていきたいと考えているというのが1点目の御質問に対する御回答になります。

あわせて2点目の、社会的に認められるものの手続のイメージということでございまして、ここについて、さらに詳細については今後詰めていくこととなりますけれども、1つは、やはり保育園の設置等についてはかなり基礎的自治体の御要請ですとか必要性というものも念頭に置く中では、どうしても自治体としても今、保育園が足りない。あるいは自治体としても確保しようと思ったけれども、どうしても場所がない。かつ、地域の方々との意見交換をした中でも、その場所に置いても自然が損なわれることがなく、今まで期待して住んできたとおりの環境が守られるということを自治体としても保証するというので、確認の文書が出てきたもので、かつ、この事業者さんはちゃんとやってくれるところで、保育の方針もしっかりしていますというような裏づけがあるというものの判断のよりどころとして、自治体さんからの文書を確認させていただきたいということを、今、想定してございます。

○田中会長 ありがとうございます。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 基礎的自治体が一番住民に密着したところで行政の仕事をされているので、地域住民の方々の要望はそこに届くのかなと私自身は思っています。

今回、施行規則の改定ということで計画部会の先生方が大変深い論議を進めていただいているなというのを、御説明を聞きながら思いました。例えば対象地を厳しく限定し、範囲も明記することとか、地域から要請があるなど社会的に認められるものにするとか、工作物の新築は環境負荷の低減を図るとか、あるいはまた木々や草木の保全ということで、本当にさまざまな角度から環境保全の考え方が示されていると感じています。

自然公園内に福祉施設をつくる場合は、場所、面積、景観などあらゆる角度から環境に配慮したものとするべきであるというお考えが明確にされていると思います。これから、この条例と施行規則と取扱要領の運用に当たって御討議いただいたこと、この考え方を大切にしてくださいように改めて要望して、意見とさせていただきます。

以上です。

○田中会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

保坂委員、どうぞ。

○保坂委員 ありがとうございました。

待機児童が大変多い世田谷区ですが、都立祖師谷公園の中に既に保育園を開園させていただいております。

きょう御例示いただいている自然公園の各種広場が指定されているわけなのですが、都のほうとしては、どういう社会福祉施設、要するにこの中に将来どういうものが出てくると予想されて、検討しているのかを聞きたいと思います。

○田中会長 事務局、よろしくをお願いします。

○根来自然公園担当課長 保坂委員の御質問にお答えさせていただきます。

正直申し上げまして、都市公園法の改正から期間が非常に限られていた中では、需要の予測ですとかそういったニーズ調査までは実施していないというのが、まず正直なところでの御報告になります。ただ、どのようなものの可能性があるかという中では、例えば保育園もそうですし、あとは通所型のデイサービスですとか、そういったものが立地上、ニーズとしては出てくるのかなということを念頭に置きながら計画部会のほうには事務局として御提示さしあげてきたところでございます。

○田中会長 どうぞ。

○保坂委員 そうだとすると、小峰ふれあい自然郷のところでは、冒険広場を想定しているということでよろしいのでしょうか。接道とかそういうところで、将来、蓋然性としては高

齢者施設だとか障害者入所施設、あるいは通所ですね。そういったものが考えられると思うのですが、それならもうちょっと手前の接道がいいところのほうがいいというような判断はなかったのでしょうか。

○根来自然公園担当課長 現在、小峰公園におきましては、接道という意味では、実はこの絵は少しデフォルメした絵姿になってございますのでわかりにくいのですが、冒険広場と隣のけやき広場というのはほぼ一体の園地になってございまして、この広場と広場の間に平板で舗装された入り口があるような状況になってございますので、どちらもあり得るかなと事務局としては考えてございます。

あわせて、少し右側に行っていただきますと、ビジターセンターという建物があるのですが、ここも可能性としては生じてくるだろうと思ってございますので、取扱要領につきましては、今、このあたりについてきちんと規定を盛り込むことを念頭に作業を進めたいと考えてございます。

○田中会長 保坂委員、よろしいでしょうか。

○保坂委員 結構です。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

古城委員、どうぞ。

○古城委員 古城でございます。

今、保坂委員からお話があった点に関連してお伺いできればと思うのですが、お配りいただいているビジターセンターのチラシを拝見いたしますと、冒険広場、また、けやき広場のほうについては園路、参道と書いてございます。ふれあい広場のほうについては、車椅子の通行可能な園路ということで示してありますけれども、先ほど社会福祉施設の中として高齢者の皆さんの御利用になる施設等も想定されるということでございましたが、これはデフォルメされているということですが、冒険広場、けやき広場、これは車椅子で通行可能な園路という記載はありませんが、もし仮に社会福祉施設としてそういう方々が御利用になる場合でも十分対応可能な道になっているか。この点を確認させていただけますでしょうか。

○田中会長 事務局、お願いいたします。

○根来自然公園担当課長 古城委員の御質問にお答えさせていただきます。

ビジターセンターの前に比較的しっかりとした駐車場がありますけれども、そこからけや

き広場と冒険広場までは都道沿いに歩道が整備されてございます。かつ、実は冒険広場とけやき広場の間に入り口がありますと御説明さしあげましたけれども、そこにちょうどバス停があるということでございまして、アプローチとしては比較的便利なところになっております。

かえって、奥のふれあい広場というところは、確かにユニバーサルデザインを進めるという中で私どももバリアフリーの取り組みを進めてきた場所ではございますが、ここは実はその奥の谷戸田、田んぼと一体になった風景地の広場となっておりますので、よりお楽しみいただきたいためにバリアフリー化を促進してまいりましたが、その真ん中にその風景ですとかを阻害する建物というのはなじまないと考えてございますので、バス停からもアプローチよく、ビジターセンターからも行ける側ということで、下段のほうの広場2カ所を想定させていただいてございます。

○田中会長 古城委員、よろしいですか。

○古城委員 改めての確認で恐縮ですが、この冒険広場、けやき広場からのアプローチについても、仮に社会福祉施設ができた場合でも、どなたでもアプローチしやすい環境にあるという理解でよろしいでしょうか。

○根来自然公園担当課長 そうですね。あわせて、やはり単に箱だけ設置するというのではなく、占有者のほうがきちんと担保すべきアプローチもあろうかと思っておりますので、そのあたりは、もし占有するということになりましたら、自然公園とあわせて占有意図にきちんと沿った形で機能するように指導していきたいと考えてございます。

○田中会長 よろしいですか。ありがとうございました。

和田委員、どうぞ。

○和田委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、保育園とかそういうものは、あくまでも都市域の方が利用したいと希望すると思うのですが、ここにビジターセンターとかで示されている中で、可能性があるところというのはほとんどないのではないかと思うのです。例えば、なぜ多摩丘陵とか高尾とかそういうところ、要するに、都市域にかなりひっついて自然公園のエリアの中でこのようなことを考えていらっしゃるのか。あくまでもここに絞り込んだ理由というようなものがわからないと思うのですが、そこら辺を教えていただけますでしょうか。

○田中会長 事務局、お答えください。

○根来自然公園担当課長 和田委員からの御質問にお答えさせていただきます。

冒頭の説明が少し冗長でわかりにくかったかもしれないのですが、先ほど部会長からも御説明いただきましたように、もともと都市公園と自然公園は全く制度が違うという中で、都市公園と違って、人の土地も含めて規制して守るためにエリアを指定しているというのが自然公園という概念でございます。東京都に対して占用させてくださいという発想が起きる対象場所というのは、東京都が土地を所有して、ある一定の施設を利用拠点として提供している場所に限られてまいります。そういうところが非常に自然公園、広大な民有地ですとか人の森ですとかをかけているわけで、高尾山なども林野庁さんですとか薬王院さんの森を指定しているわけなのですけれども、拠点施設があるわけではないので、拠点施設を対象として今回規則は運用されますから、東京都が底地を持っているところで広場があるものというのを整理させていただきますと、主なものという形で表にお示ししたようなところが挙げられてくるということでございます。

○田中会長 和田委員、よろしいでしょうか。

○和田委員 それはそれでおっしゃる意味はよくわかるのですが、自然公園であるがゆえに、当然ながらその自然空間を守るというスタンスがあるので、それと今回のこととは非常に矛盾すると思うのです。それは都市公園でやっているからここがやるのだということは理解できるのですが、余りにもこの挙げられたところが、こういう言い方をすると大変恐縮だけれども、そういう保育園を求められるような場所ではないところに絞っていらっしゃるような気がしています。もしニーズがあるのであれば、これは当然考えるべきだと思うのですが、果たしてここでニーズがあるのかというのがわからないのです。

○田中会長 事務局、どうぞ。

○根来自然公園担当課長 先ほど保坂委員から頂戴しました御質問の回答と重複する部分があるかもしれないのですが、ニーズを全部把握しているかという点、そういった調査を全て丁寧にかけたわけではないのですが、対象施設としては保育園だけではなく、通所型のデイサービスですとか、障害者対応の施設というものを考えてございますので、実際そうした事例は、自然公園区域が広がる民有地でも運営がされている実態がございますので、そういう意味では可能性としてはあり得ると私どもは考えてございます。

○田中会長 和田委員、よろしいでしょうか。

○和田委員 了解しました。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

それでは、たくさんの御意見が出まして、御質問等が出尽くしたようでございますので、ここで皆様にお諮りしたいと思います。

諮問第446号「東京都自然公園条例施行規則の改正について」につきましては、本審議会として計画部会長様の御報告のとおり、適当であると認め、知事に答申したいと存じますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第446号「東京都自然公園条例施行規則の改正について」につきましては、本審議会として、適当であるということで答申いたします。事後の事務につきましては、事務局のほうでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の議案に移りたいと思います。諮問第447号から449号の温泉部会の案件につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○吉澤水環境課長 自然環境部水環境課長の吉澤でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問案件の御説明をさせていただきます。今回の諮問案件は、温泉動力の装置が2件、温泉掘削が1件の合計3件でございます。説明の流れといたしましては、まず事務局より、お手元資料の2-1から2-3、申請概要を3件一括して御説明させていただき、その後、益子温泉部会長より資料2-4の許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について、3件一括して御説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料2-1をごらんくださいませ。諮問第447号「立川市緑町の温泉動力の装置について」御説明をいたします。

申請者は株式会社立飛ホールディングス、目的は温浴施設へ供給すること、申請地は立川市緑町地内でございます。

当温泉の掘削につきましては、平成30年1月4日付で許可をされ、工事は平成30年5月8日に完了しております。

温泉井戸の概要といたしましては、深さ1427.1メートル、取水深度は996.4メートルから1421.5メートル、泉温は29.6度、泉質名はナトリウム-塩化物・炭酸水素塩温泉でございます。

申請する動力は、出力7.5キロワット、吐出口断面積は12.6平方センチメートル、吐出量は毎分36リットルでございます。

揚湯量は、日量51.8立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますけれども、土地は申請者の所有。申請地の概況といたしましては、資料2-1の2ページに写真を掲載いたしましたけれども、温泉利用施設である宿泊施設等を建設中でございます。

周辺1キロメートル以内の状況につきまして、資料2-1の2ページ、右肩に図2を掲載してございますのでごらんいただければと存じますが、申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円、水道水源井戸を四角形で示してございます。半径1キロメートルの範囲において水道水源井戸が3カ所ございます。既存源泉及び湧水はございません。

本申請の概要は以上でございます。

恐縮でございます。次の案件の説明に移らせていただきます。

資料2-2をごらんくださいませ。諮問第448号「東久留米市上の原の温泉動力の装置について」御説明をいたします。

申請者は三井住友ファイナンス&リース株式会社、目的は公衆浴場に供給すること、申請地は東久留米市上の原二丁目地内でございます。

当温泉の掘削につきましては、平成30年1月4日付で許可をされ、工事は平成30年6月25日に完了しております。

温泉井戸の概要といたしましては、深さ1500メートル、取水深度は1186.5メートルから1494.5メートル、泉温は37.8度、泉質名はナトリウム-塩化物・炭酸水素塩温泉でございます。

申請する動力は、出力3.7キロワット、吐出口断面積は19.63平方センチメートル、吐出量は毎分150リットルでございます。

揚湯量は、日量138立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有。周辺の概況といたしまして、資料2-2の2ページに写真を掲載させていただいております。温泉利用施設でございます公衆温浴施設を建設中でございます。

周辺1キロメートル以内の状況につきまして、資料2-2の2ページの右肩、図2をごらんくださいませ。申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円、水道水源井戸を四角形、湧水を丸で示してございます。半径1キロメートルの範囲におきまして、水道水源井戸は埼玉県新座市内に2カ所ございます。湧水は東久留米市内に3カ所ございます。既存源泉はございません。

本申請の概要は以上でございます。

引き続きまして、次の案件に移らせていただきたいと思います。

資料2-3をごらんくださいませ。諮問第449号「三宅村阿古の温泉掘削について」御説明をいたします。

申請者は東京都三宅島三宅村、目的は公衆浴場に供給すること、申請地は三宅島三宅村阿古地内でございます。

なお、本資料最下段、その他に記載しておりますとおり、本地点の温泉掘削につきまして、平成30年1月4日付で許可をいたしました。申請者であります三宅村は、許可深度まで掘削をしましたがけれども、孔底温度が予定より低かったことから、目的の温度が得られますように、今回、より深く掘削するための掘削申請がなされたものでございます。

工事の内容でございますけれども、掘削口径が151.0ミリメートルから102.3ミリメートル、深さは1000メートル、施工方法はロータリー式掘削でございます。

温泉の利用計画でございますけれども、計画地では三宅村が公衆浴場ふるさとの湯を営業しており、現状の浴槽をそのまま使用する計画でございます。内湯と露天風呂がございます。ダイバー用の足湯も設けられているところでございます。

現状の浴槽には、1.2キロメートルほど離れた源泉から温泉を供給しておりますが、新たに掘削する源泉に供給源を切りかえる計画となっております。なお、既存源泉は別の施設で利用する計画でございます。

揚湯量は、日量300立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますけれども、土地は申請者の所有。掘削地点は、資料2-3の2ページの写真にありますとおり、村営施設「ふるさと体験ビレッジ」内の未利用の土地でございます。

周辺1キロメートル以内の状況につきましては、資料2-3、2ページの右肩、図2をごらんくださいませ。申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示させていただいております。半径1キロメートルの範囲におきまして、既存源泉はございません。水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。湧水もございません。

本申請の概要は以上でございます。

以上、今回御審議いただく3件の諮問案件について、まとめて御説明をさせていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○田中会長 ありがとうございます。

これら3件の案件につきましては、温泉部会において御審議いただいておりますので、そ

の結果につきまして、益子部会長様から御報告をお願いいたします。

○益子部会長 温泉部会長の益子でございます。

これから御説明いたします諮問第447号から449号の3件につきましては、平成30年8月28日の第2回温泉部会において審議を行いました。

私からは、資料2-4の「許可基準の適合状況及び温泉部会における審議内容について」御説明をいたします。

先に許可基準について御説明をいたします。温泉法では、許可の基準として、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないこと等を規定しております。東京都では、この2つの許可基準について審査基準を3つ設けております。

1つ目の審査基準につきまして、参考資料4-1をごらんください。当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、吐出口断面積及び一日の揚湯量の上限を定めております。23区の低地部におきましては、吐出口断面積を6平方センチメートル以下、及び一日の揚湯量を50立方メートル以下としております。その他の地域におきましては、吐出口断面積を21平方センチメートル以下、及び一日の揚湯量を150立方メートル以下としております。

2つ目の審査基準について、参考資料4-2をごらんください。当基準は、島嶼部と山間部を除く地域において、掘削深度に応じた制限距離以上を既存源泉からとることとしております。

3つ目の基準について、参考資料4-3をごらんください。これは「温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」、当審議会の温泉部会で取り決めたものです。申請地の周囲1000メートル以内に水道水源井戸や区市町村が配慮を要するとしている湧水があるかどうかを調査し、温泉掘削や揚湯による影響の有無を審査するという内容であります。

それでは、資料2-4の1ページの上段をごらんください。諮問第447号「立川市緑町の温泉動力の装置について」、温泉動力の装置許可基準の適合状況などを御説明いたします。

1、温泉動力の装置許可基準の適合状況についてでございます。（1）の温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないことについてですが、当該申請の計画では、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

また、当該温泉の周囲1000メートル以内に既存温泉は存在せず、基準に適合していることを確認いたしました。

（2）の公益を害するおそれがないことにつきまして、当該申請地の周囲1000メートル以内には水道水源井戸が存在しますが、当該温泉井戸の取水深度は水道水源井戸の取水層と深

度が異なります。さらに、浅層部にセメントによる遮水が施されており、浅層地下水の流入を防いでおります。これらにより、当該温泉が周辺の水道水源井戸に影響を与える可能性は低いと考えられます。また、区市町村が指定する湧水指定地域等は存在しておりません。

以上により、基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか、部会での審議内容としましては、温泉井戸稼働後、揚湯量管理に役立てるために、温泉井戸のモニタリングを適切に実施することとの意見があり、これについては事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、立川市緑町における温泉動力の装置について、許可相当と判断いたしました。

続きまして、資料2-4の1ページ、下段をごらんください。諮問第448号「東久留米市上の原の温泉動力の装置について」、温泉動力の装置許可基準の適合状況などを御説明いたします。

温泉動力の装置許可基準の適合状況についてでございますが、(1)の温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないことについてですが、当該申請の計画では、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

また、当該温泉の周囲1000メートル以内に既存温泉は存在せず、基準に適合していることを確認いたしました。

(2)の公益を害する恐れがないことにつきましては、当該申請地の周囲1000メートル以内には基準に該当する水道水源井戸及び湧水は存在しますが、当該温泉井戸の取水深度は水道水源井戸の取水層及び湧水が存在する地表近くの帯水層とは深度が異なります。さらに、浅層部にセメントによる遮水が施されており、浅層地下水の流入を防いでおります。

これらのことから、当該温泉が周辺の水道水源井戸及び湧水に影響を与える可能性は低いと考えられ、基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか、部会での審議内容としましては、温泉井戸稼働後、揚湯量管理に役立てるために、温泉井戸のモニタリングを適切に実施することとの意見があり、これについては事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、東久留米市上の原における温泉動力の装置について、許可相当と判断いたしました。

最後に、諮問第449号「三宅村阿古の温泉掘削について」、温泉掘削許可基準の適合状況などを御説明いたします。

資料2-4の2ページをごらんください。温泉掘削許可基準の適合状況についてですが、(1)の温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないことについてですが、当該申請は指定地域外であるため、制限距離等の基準は適用されません。

次に(2)の公益を害するおそれがないことにつきましては、当該申請地の周囲1000メートル以内には、水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸や湧水等は存在しておりません。

最後に(3)の温泉法に定める可燃性天然ガスの対策を行うことですが、温泉掘削においては、温泉法施行規則で定められている可燃性天然ガスの対策に関する基準を遵守する必要があります。当該申請では、敷地境界から掘削地点までの3メートルの距離の確保、可燃性天然ガスの測定など、温泉法等に基づき適切に措置を講じる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか部会での審議内容としましては、火山地帯での大深度掘削のため、急激な温度上昇に十分に注意して掘削すること、周辺住民への説明等では十分な配慮を行うことといった意見がございます。事業者も承知しております。

以上のことから、温泉部会では、三宅村阿古における温泉掘削について、許可相当と判断いたしました。

以上で私からの報告とさせていただきます。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの御説明、それから益子部会長様からの部会報告を踏まえまして、審議をお願いいたします。発言のある方は挙手をお願いいたします。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 まず、諮問第448号についてお伺いいたします。昨年の第140回審議会でこの東久留米市上の原の温泉掘削の諮問のときに、地元住民の方々の意見を聞いてきました。それで何人もの方から意見が寄せられたのですが、特徴的だったのは、上の原の開発について、また温泉の掘削について、市民には説明が余りない。どんな施設なのかも含めて地域に説明をして理解を得るべきだというものが多くありました。

昨年、私は審議会のときに幾つか意見を申し上げましたけれども、地域住民の合意は欠かせないということも申し上げました。それに対して環境局事務局は、当該地元自治体に意見の照会をしている。事業者には、地元住民の方たちに情報提供をしたり、話をしてもらうようにしていると説明されました。

今回、再度諮問されましたので、地域住民の意見を改めて聞きました。紹介いたしますと、温泉動力の設置について、まだ何も知らされていない。それから、上の原から2キロも離れていない場所に埼玉県のにいざ温泉があるのだけれども、くみ上げ動力の音がとても大きい。上の原ではどれくらいの音が出るのか。24時間ずっと稼働させるのか。新座市とちょうど境になる地点なのだけれども、新座市側には説明がされているのかなど疑問が出されました。

そこで、お聞きいたします。これまで地域住民への説明、情報提供、合意を得る努力がどのようにされてきたのか。また、動力装置から出る音についてはどのような状態になっていくのか、この点をお聞きしておきたいと思います。

○田中会長 事務局、お答えいただけますか。

○吉澤水環境課長 それでは、お答えをいたします。

事業者からの申請に際しましては、トラブルの未然防止等のために周辺住民の方々への説明等を実施し、開発に対する理解を得るように指導してきているところでございます。引き続き、指導を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○田中会長 ありがとうございます。

くみ上げの動力の音に関しましては、部会長の益子委員からお願いいたします。

○益子部会長 新座のほうの状況は私も承知しておりません。今回の案件につきましては水中ポンプ、いわゆるモーターもポンプのところも全部水中に入る形なのですね。ですので、本来でしたら音は水の中に押さえつけられまして、地上には出てこないはずなのです。もし出るとしましたら、地上部分のいわゆるバルブ等のところでの水切り音といいましようか、そういったものが少し出てくるかもしれませんけれども、それほど大きな音ではないと思います。

あとは、源泉の地上部でどのような防音措置を施すかといったことで随分と軽減できると思いますので、そういった措置をまた追って指導していきたいと思います。

○田中会長 河野委員、よろしいでしょうか。どうぞ。

○河野委員 やはり私が思いますのは、直近の住民の皆さんが、正確な情報がないということについていろいろ疑問を持っていらっしゃるということについては改善することが必要だと思っております。そういう意味で、環境局、事務局において必要な対策をとっていただけるようお願いをしておきたいと思います。

少し長くなりますけれども、意見を述べさせていただきます。

私は、温泉に詳しい者ではありませんので、国の資料を少し読んでみました。国の中央環

境審議会は、国は、温泉は国民共有の資源であるという観点に立つべきと答申しています。また、環境省の「温泉施設の保護に関するガイドライン」、これは2014年の改訂になっているようすけれども、ここでは、都道府県が行う温泉の許可や採取は科学的根拠に基づき行うことが重要だが、実際には温泉の賦存量に関するデータや温泉のくみ上げによる湧出量などへの影響に関する科学的知見が不足していて、十分な科学的根拠に基づいて許可及び採取制限命令を行うことは難しい現状にあるとしています。とりわけ1000メートル以上掘り下げのような大掘削の温泉については、掘削後数年で湧出量や泉質等の状況が大きく変化する事例が幾つか報告されていること、そして、大深度掘削温泉に関する情報収集はまだ不十分であるなどの記載がされております。

私はこれまでも意見を述べてまいりましたが、温泉は限りある自然の資源であり、国民共有の財産です。かつ、国のガイドラインで科学的知見が不十分とされていますから、温泉掘削は可能な限り抑制するのが望ましい。特に民間企業の利潤のための掘削や1000メートル以上の大深度の掘削は、現状では賛成できないという考えを持っております。

したがって、諮問第447号、448号は、掘削の際にも反対と申し上げましたけれども、温泉動力の装置は掘削と一体のものでありますから、今回も反対ということを表示させていただきます。

なお、諮問第449号、これは三宅島の地域経済を支える、そうした貢献があると考えますので、賛成ということをお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

諮問448号の住民への説明に関しましては、事務局への要望ということでよろしいでしょうか。

○河野委員 はい。

○田中会長 では、事務局は、ただいまの要望を踏まえて事業者に指導されるよう、お願いいたします。

それから、諮問第447号、448号に関しましては、反対の御意見として取り扱ってよろしいでしょうか。

○河野委員 はい。

○田中会長 では、部会長の益子委員、どうぞ。

○益子部会長 確かに温泉資源そのものは国民共有の財産という形で規定しているというこ

とですけれども、もう少し極論的に申しますと、やはり個人の財産権ということにもなるわけですね。今、御指摘のあった内容につきましては、要するに掘削する、あるいは所有する方が民間か市町村長かといったところの違いだろうと思います。今回の3件の案件につきましては、全て共同浴場あるいは公衆浴場で利用するという形になっておりますので、いわゆる利用目的そのものは3件ともほぼ変わらないと御理解していただかないといけないのかなと感じておりますけれども、その点、いかがでしょうか。

○田中会長 河野委員、どうぞ。

○河野委員 立川市緑町は、昭和記念公園に隣り合わせのかなり大きなショッピングモールとかそういうところが建ち上がってきて、そこにホテルも建設されて、そこに掘削された温泉水が使われると聞いておりますし、それから東久留米のほうも、公衆浴場といっても一般の町場の公衆浴場、銭湯とは違う施設だと私たちは理解しておりますので、今、申し上げたような理由で反対を表明させていただいております。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ここで皆様にお諮りしたいと思います。ただいま諮問第447号、448号につきまして反対の意見がございました。個別の採決をしてみたいと思います。

なお、臨時委員の方につきましては、議事に関係ある温泉部会の臨時委員、石田委員のみ採決に加わることとなりますので、御了承いただきたいと思っております。

それでは、諮問第447号「立川市緑町の温泉動力の装置について」採決を行います。反対の方は挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○田中会長 反対少数と認めます。

続きまして、諮問第448号「東久留米市上の原の温泉動力について」採決を行います。反対の方は挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○田中会長 反対少数と認めます。

諮問第449号「三宅村阿古の温泉掘削について」は反対意見がございませんので、本審議会として、許可相当であるということで答申したいと思います。

したがって、諮問第447号、諮問第448号、諮問第449号の3つの案件につきましては、

本審議会として、許可相当であるということで答申いたします。事後の手續につきましては、事務局のほうでよろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項としまして「東京湾鳥獣保護区の一部指定解除について」事務局より御説明をお願いいたします。

○高木森林再生担当課長 森林再生担当課長の高木でございます。

皆様、お手元の資料3をごらんください。3枚になっております。これに基づいて御報告させていただきます。

本件につきましては、本年3月7日に開催されました前回の東京都自然環境保全審議会において、その時点での状況について報告事項として御説明させていただいております。東京港鳥獣保護区の一部指定解除ということでございまして、江戸川区にございます都立葛西海浜公園が水鳥の生息地として国際的に重要な湿地であり、ラムサール条約湿地の新規登録候補地となることに関連しての内容でございます。都指定の東京港鳥獣保護区の一部が国指定の鳥獣保護区に指定されたことに伴い、自動的に指定解除となったものでございます。

都立葛西海浜公園がラムサール条約湿地として登録される条件の一つとして、国指定の鳥獣保護区の指定が必要となります。今月2日、国の中央審議会において、国指定鳥獣保護区である葛西沖三枚洲鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定が了承をされました。

また、同日、この葛西海浜公園のラムサール条約湿地の新規登録候補地としての報告がなされております。

葛西沖三枚洲鳥獣保護区及び同特別保護地区の国指定については、今月16日に官報告示されております。

お手元の資料3の2枚目、3枚目をごらんください。2枚目につきましては、都指定の東京港鳥獣保護区と国指定の葛西沖三枚洲鳥獣保護区の関係を示しております。赤い部分が都指定、黄色い部分が国指定の鳥獣保護区です。国指定の鳥獣保護区の面積は380ヘクタールでございます。

3枚目をごらんください。国指定の鳥獣保護区のうち特別保護地区を示してございます。立ち入りが可能な西なぎさを除いた地区、赤い斜線の区域が鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されております。面積は367ヘクタールでございます。

なお、今回の国指定の鳥獣保護区の指定に伴い、都指定の鳥獣保護区の一部、重複する部分は鳥獣保護管理法第33条の規定に基づき、自動的に解除されたものとみなされます。都指定の鳥獣保護区につきましては、295ヘクタール減り、1万1455ヘクタールとなります。

御報告は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

東京湾鳥獣保護区の一部指定解除について、国の指定との関係から一部解除になるという御報告でしたけれども、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 何度も申しわけありません。1点だけ質問させていただきます。

私、江戸川区に住んでおりますので質問させていただきますが、資料のいただいた最後のページにある赤い線で囲まれた海域、水域というのでしょうか、ここが葛西沖三枚洲ということで、今回、国指定の鳥獣保護区になるわけなのですが、この赤い斜線のところ全体を管理されているのが、白い人工なぎさを持っているところは港湾局になりますね。それから、もちろん環境局も鳥獣保護区ということでこれまで長く携わってこられました。さらに、人工なぎさの葛西海浜公園、港湾局の公園を指定管理しているのは公園協会がしております。この白いところは人が入っていいところで、右側の斜線がかかった人工なぎさは人が入れない自然のままの人工なぎさとして、ボランティアの人たちが清掃に入ったりして海辺の環境を守っているのです。そういうことで公園協会もかわり、さまざまな団体、それで海浜公園の海水浴場などは地元のボランティアの人たちが夏の取り組みということで8月いっぱい海水浴場としても多くの人たちを集めて、子供たちも喜んで集まっています。

そういう水域でありますので、これまでかかわってこられた環境局、それから港湾局、あるいは公園協会、そして地元のNPOとかボランティアの人たち、多くの方々がいらっしゃる上に、今度は国指定になりますから、ここの関係をきれいにつくっていかないと、管理運営の責任がどこにあるのかということがはっきりしなくなってしまうのではないかとということが一つ心配としてあります。

例えば、習志野市の谷津干潟は、干潟のところは国指定のラムサール条約の地域になっているのですが、結果的にアオサなどが出たときは、地元の習志野市がボランティアをたくさん募ってアオサを取り除いて、水をきれいにして干潟を保全しているというような御苦労もされているということを聞いているので、今申し上げましたような国を初めとした東京都の所管局、公園協会、地元住民の人たちの力、そういうものをちゃんとした連携プレーがとれるようにしていただきたいなと思っているのですが、その辺でお考えになっていることがあったら、鳥獣保護の立場で教えていただきたいなど。ラムサール条約は港湾局だと聞いてお

りますので、お答えがあったらお願いいたします。

○田中会長 事務局、お答えございますでしょうか。

○高木森林再生担当課長 河野委員の御質問にお答えいたします。

河野委員が今、最後におっしゃったとおり、施設管理者としての所管は港湾局になっておりまして、いわゆるラムサール関係は港湾局さんが中心に動いております。私のほうからは鳥獣保護区ということで御質問にお答えしたいと思います。

確かに国指定ということで鳥獣保護区は国の所管になるのですがけれども、東京都も従来、東京都の鳥獣保護管理委員が巡回等をする中で、違法捕獲とかを見ておりまして、これにつきましては、所管は確かに国指定ということで、国のほうでも鳥獣保護管理員がおりますので、この方を中心に動いていくというのはございますけれども、事前に環境省からは、東京都のほうも従来どおり協力をお願いしたいということが内々に来ておりますので、東京都の鳥獣保護管理員の巡回等につきましても、必要に応じて国と協力して行っていくということで考えております。

○河野委員 わかりました。ありがとうございました。

○田中会長 ありがとうございました。

ほかに。

葉山委員、どうぞ。

○葉山委員 私ども野鳥の会もラムサール指定に向けて活動してきたのですがけれども、今、港湾局さんのほうでもいろいろな関係者とかNPOさんが集まってディスカッションする場をつくられているというのは御紹介しておきたいと思います。

ラムサール条約に加盟して、そこがうまくいくかどうかは、やはり地元の基礎自治体がいかにかかわっていくかというのが非常に重要だなというのはいろいろな登録地を訪ねて思うところなのですが、ラムサールを持っている自治体の市町村連絡会という組織があるのですが、それには東京都として参加されるのか、江戸川区として参加されるのか、その辺は何か情報をお持ちでしたら教えていただけますでしょうか。

○田中会長 事務局、お答えできますか。

○川道緑施策推進担当課長 緑施策推進担当課長の川道でございます。

ラムサールの件につきましては、先ほどからお話に出ていますとおり港湾局の所管でございますので、市町村連絡会につきましては、具体的には環境局のほうには同席するとかしないとかも含めて、あと港湾局、都が出ますかということも含めて、情報のほうはこちらには

届いていないという状況でございます。

以上でございます。

○田中会長 葉山委員、よろしいですか。

○葉山委員 はい。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件に関しまして、本日各委員から出されました御意見を踏まえまして、事務局において進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で本日予定されておりました全ての議事は終了いたしました。

そのほか、事務局から御連絡事項等、何かございますでしょうか。

○成澤計画課長 特に連絡事項等はありません。

長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

○田中会長 本日は大変活発な御審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、第142回「東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後4時29分閉会)